

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

訓令	ページ
高知県公営企業局訓令	
高知県議会訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
高知県人事委員会訓令	

◎高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程の一部
を改正する訓令

1

訓令
公営企業局訓令
議会訓令
教育委員会訓令
警察本部訓令
監査委員訓令
人事委員会訓令

高知県訓令第22号
高知県公営企業局訓令第10号
高知県議会訓令第3号
高知県教育委員会訓令第12号
高知県警察本部訓令第34号
高知県監査委員訓令第3号
高知県人事委員会訓令第4号

本
各出先機関
労働委員会事務局
収用委員会事務局
公営企業局本局
公営企業局各事業所
公営企業局各病院
議会事務局
教育委員会事務局
各教育機関
各県立学校
警察本部

警察署
監査委員事務局
人事委員会事務局

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年11月30日

高知県知事	橋本 大二郎
高知県公営企業局長	中澤 彰穂
高知県議会議長	山本 広明
高知県教育委員会委員長	宮地 弘典
高知県警察本部長	鈴木 基久
高知県代表監査委員	奴田原 訂
高知県人事委員会委員長	起塚 昌明

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程の一部を
改正する訓令

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程 平成19年4月

高知県訓令第11号
高知県公営企業局訓令第1号
高知県議会訓令第2号
高知県教育委員会訓令第7号
高知県警察本部訓令第17号
高知県監査委員訓令第1号
高知県人事委員会訓令第2号

の一部を次のように改正する。
第1条を次のように改める。
(趣旨)

第1条 この規程は、県が管理する情報資産を適切に取り扱い、
県の情報セキュリティを確保するための基本的な方針を定める
ものとする。

第2条第3号を次のように改める。
(3) 情報職員(臨時の任用職員及び非常勤職員を含む。以
下同じ。)が職務上作成し、又は取得したすべての情報(コ
ンピュータ及び記録媒体に記録されたもの並びにこれらのも
のを印刷等により紙媒体としたものを含む。)をいう。

第2条第6号中「知事が管理する」を「次に掲げる」に改め、
同号に次のように加える。

- ア 県庁ネットワーク及び県庁ネットワークを利用する情報
システム
- イ 県庁ネットワークを利用しない情報システムにあって
は、知事が管理する知事部局の情報システム

附則

この訓令は、平成19年11月30日から施行する。